

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 さかた まさふみ
坂田 匡史 (男)
- 2 年 齢 48歳
- 3 所 属 柳川市立昭代中学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和8年3月26日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和7年9月20日(土)、自家用車で飲食店に来店し、午後6時50分頃から午後9時頃までの間、生ビール2杯、焼酎お湯割り2杯、チューハイ2杯を飲酒した。

被処分者は、翌21日(日)午前0時頃、自家用車を運転して飲食店からコンビニエンスストアまで移動した。同日午前5時頃、同店駐車場の車内で眠っていたところ、警察官に声をかけられ、アルコール検査の結果、呼気から0.31mg/Lのアルコールが検出され、酒気帯び運転の疑いで検挙された。

被処分者は、令和8年2月16日(月)に道路交通法違反で罰金30万円の略式命令を受けた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。